

# 2017年第2回研修会資料

契約とコンプライアンス(改訂版)

# 家財整理をとりまく法体系

## ◆関連法など

- ・廃掃法(廃棄物と清掃に関する法律)
- ・家電リサイクル法(廃掃法関連法)
- ・小型家電リサイクル法(廃掃法関連法)
- ・古物営業法
- ・特商法

## ◆廃掃法

廃棄物を大別して次の2つに分けて考える

- 1) 一般廃棄物 (作業廃棄物以外の廃棄物) → 家庭系一般廃棄物(排出者が一般家庭)  
→ 事業系一般廃棄物(排出者が事業者)

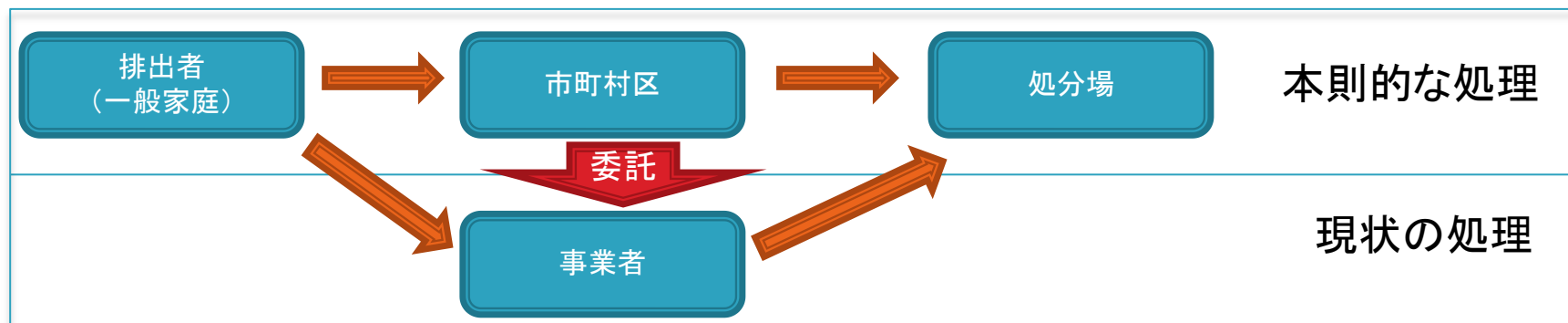
監督責任は市町村区が負う

- 2) 産業廃棄物 (事業のように供したものの、製造に伴い生じる廃棄物など) → 排出者が事業者

監督責任は都道府県が負う

## 一般廃棄物

本来一般廃棄物の収集および処理は「市町村区が、その責任において行うべき」が法に従った処理であるが現状では市町村区が自らの業務としてそれを執り行うのではなく、委託を受けた事業者がこれを行っている。廃掃法(廃掃法第7条6)による許可と委託。



現状においては、住民ニーズを満たしたサービスを市町村区が100%提供できているとは言い難い。

- 1) 粗大ごみの回収……指定場所までの自己搬出と指定日指定時間のしぼり。
- 2) 1時大量ごみ………転居廃棄物、遺品整理、空き家整理、ごみ屋敷の整理など  
一度に大量の処理は一般家庭においては難しい。
- 3) 排出依頼者が他地域在住の場合……遺品整理などはこのケースに当てはまることが多い

## 産業廃棄物

産業廃棄物収集運搬許可取得事業者による運搬と産業廃棄物処分許可取得事業者が排出事業者と個別に契約を結び、運搬と処分を行う。許可管轄は都道府県。

不動産管理会社や管理組合が、その業務を行うにあたり残置物などの処分を行う場合は、家財であっても産業廃棄物としての取扱いが問い合わせなどにより可能であるとされる事もあるが、法による厳格性の中においてはNG。市町村区によっては総合判断説などにより一般廃棄物とみなすケースもある。

# 遺品整理における取扱い

## 現状の東京都及び環境省の見解

依頼者の室内に置いての整理作業においては、貴重品の探索等の費用を徴収する事は業として問題ない。ただし、作業を行った事業者が処分目的で物品などを持ち出すことは適法ではない。

この見解には、総合判断説に基づく逆有償による「ごみ」としての認識が含まれている。リユース品として買取を起し伝票を切った品物は「商品」としての認識。

注) 下記物品は商品として一般廃棄物であるので持ち出しを行わないことが肝要。  
液体(使いかけの洗剤、油など商品価値を有しないもの)、生ごみを含む家庭ごみ  
所有者が占有意思を持たないもの、性状としてリユースNGなものはごみと判断される。

ただし、持ち帰った品物を商品として取り扱っていない場合は、最商品化の処置をとっていないとされゴミの判断を下される恐れがある。倉庫や作業場の状態を適切に管理し、リユース可能な保管状態を保っていることが重要である。

外観として、道路に面している保管場所が乱雑である。雨ざらしであるという状態にあると、再商品化の意思がないと判断される。家電リサイクル法関連の環境省指針の中でも雨ざらしに関しては商品保管の様態としてふさわしくないとされている。

また、小型家電に関しても保管状態を適切に保つことが求められ、今国会において法整備が支持された内容の中で、水銀などの有害物質の流出などに対する対策が取られていない保管状態は指導の対象となる。

※保管商品と廃棄に処するものは明確に区分を設けて配置することが望ましい。

**作業費用、リユース品の買い取りは伝票上ではっきりと認識できるように記述する。**

買い取りにあたっては次の事に留意する。

- ・古物商の許可番号が確認できるもの
- ・依頼人の身分証の確認 CDや映像記録媒体、書籍などの指定品や1万円を超える金額での取引においては、古物台帳への記載が義務とされる。
- ・特商法 クーリングオフ対象の商品とその管理(この項目を考え、前項の身分証の確認は全対応が望ましい)
- ・伝票上の表記として作業費は適法であるが処分費は廃掃法に抵触する表記である。
- ・一般廃棄物は引き取り対象外であることを顧客からの誓約を得る。

**リユース目的での商品取り扱いであるとの判断基準**

リユース品の売上金額と廃棄に係った金額を比較し、売上金額に対して廃金額が大きすぎる場合廃棄率が高いという判断から、廃棄目的の品物の収集と判断される危険性がある。

# 廃出（廃棄）について

## 環境省の見解

リユースショップから出されるゴミは産廃で処理するよう指導。

産廃として処分が可能であるが、次の事に留意する必要がある

### 家電リサイクル法対象品

本来上記対象品も廃棄物であるが、特定家電として小売業者が処理を代行することが認められている。リユース品として販売できなかった商品に関しては処分を行うことになるが、同法に従いリサイクル券を使用して指定持込場所に搬入することが望ましい。

※RKCは古物商も販売の実績をエビデンスとして提出できれば、小売業者として登録を許可し指定伝票の販売及び引取りを行っている。

### 小型家電リサイクル対象品

現行では促進法である小型家電リサイクル法も、その実効性が伴わず、所与の効果を発揮していないため規制強化及び促進法から家電リサイクル法同様の格上げが予測される。

ヤード業者による小型家電を含むスクラップの保管上の不備による火災、スクラップの海上輸送の際の火災などの事例があった為。

これらを勘案し、いわゆるヤード業者への販売から産廃としての排出に切り替える事が望ましい。

# 不用品回収業との差別化

家財整理に伴い、物品を持ち出す際にリユースとしての取り組みが必要不可欠。

**家財整理は古物営業免許があつての業。**

**物品のリユース率を高めることが適正業者としてみなされる事につながる。**

**リユースを正しく行っている判断として、仕入れから販売までのトレーサビリティを確保することが望ましい。**

適正業者とは？

廃棄物処理制度専門委員会報告書パブリックコメントからの抜粋

コメント:有価物に対しての業のルールを設けるべき。また、違反業者と適正業者の区別を厳重化すべき  
環境省:有償取引であっても製品としての再利用が行われず、破碎等されたもの(雑品スクラップ)について一定の規制に係らしめるべき。

また、使用済家電の廃棄物該当性の判断に係る環境省通知(319通知)(平成24年3月)では「家電リサイクル法対象品目以外の使用済み家電についても、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても廃棄物の疑いがある場合は、総合判断説により、積極的に廃棄物該当性を判断」としている。

悪徳業者とは？

消費者庁への相談の多い、いわゆるポッタクリ業者がこれにあたる。

行政機関は、消費者からの苦情をトリガーとして立ち入りや指導を行うケースが多い。

今後は価格の透明性が求められることも考えらえる。

事業として考えた場合、高価格による短期間の利益を追うべきなのか？事業の継続性を考えて長期間で利益を確保する企業体質を目指すか、経営者のリスク管理は重要な課題である。

1/26開催環境省会議「違法と疑われる廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関するモデル事業の実施について」で違法業者摘発のためのモデル事業のマニュアル策定が行われました。

この会議の主眼はヤードで作業をするスクラップ業者の取り締まりだと思われませんが、「許可を持たない廃棄物業者が家電製品などをリユース品と称して町中で回収する違法事例」という記述もあり、入り口の規制強化も考えられます。適正業者としての位置づけを得るためにもリユース率を高めることは必要です。

#### 例) 春日部市クリーンセンター事案

春日部市のクリーンセンターにおいて、許可業者ではない業者の一般廃棄物と目される廃棄物の搬入が行われていた。これがどのような事案であったのかを調査するため、環境省、埼玉県、春日部市が共同で、同センターへの持ち込み業者リストをもとに対象をピックアップし合同立ち入り検査を行っている。

同センターは施設自体は行政の管轄するものであるが、運営は民間業者によって行われている。

運営団体の独自の判断により、受け入れを行っていたが、現行法のなかで適切な運用であったかが見直された。

#### 今後の動きについて

地方自治体によっては、独自に家庭形一般廃棄物の許可の交付を始めているが、これは自治体自身が予算不足や運用の手間などを勘案して許可を与えているものであり、すべてがこの方向で動いているわけではない。

また、あくまでも許可を与えるのは自区内処理の原則に基づく許可を与えた自治体に居住する住民の廃棄物がその対象であり、許可区域外での活動を担保するものではなく、自区外からの持ち込みは「ゴミの越境」と判断される。

委任状に基づく清掃工場への持ち込みや依頼者を同伴しての持ち込みを許可している自治体もあるが、委任状による運用は一般貨物運送の引越し時の転居廃棄物に対する特例的なものが主であり、それを拡大解釈した運用は今後、環境省の指導の下に改められる可能性は否めない。

※業者が同伴している場合、受け入れを拒否する自治体もあるとのこと。



# 訪問購入時の規制概要

## 勧誘前

- 不招勧誘の禁止、勧誘受諾意思の確認義務(第58条の6第1項、2項)
- 事業者名・勧誘目的の明示義務(第58条の5)

## 勧誘中

- 不実告知、事実不告知、威迫困惑の禁止(第58条10第1項～第3項)
- 再勧誘の禁止(第58条の6第3項)
- 迷惑勧誘の禁止(第58条の12第3号(省令第54条))

## 売買契約の申込を受けた時及び売買契約締結時

- 書面交付義務(第58条の7、第58条の8)

## 訪問購入業者

## 転売先(第三者)

クーリング・オフ期間内の転売時

- 物品を引渡す際の通知義務(第58条の11の2)

- (物品の引渡しを受けるためまたはクーリング・オフ妨害のための)不実告知、事実不告知、威迫困惑の禁止(第58条の10、第58条の12第2号)
- 物品の引渡し拒絶に関する告知義務(第58条の9)
- 債務の履行拒否または不当な遅延の禁止(第58条の121号)
- 第三者へ物品を引渡した際、引渡しに係る情報の通知義務(第58条の11)

- クーリング・オフをした場合、第三者(善意無過失のものを除く)に対して物品の所有権を主張可能(第58条の14第3項)

## 売主(消費者)

クーリング・オフ期間内は物品の引渡し拒否が可能(第58条の15)

クーリング・オフ(第58条の14期間)契約書面交付日から8日間

関連URL

違法と疑われる廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関するモデル事業の実施について

<http://www.env.go.jp/press/103440.html>

中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会(第8回)の開催について

<http://www.env.go.jp/press/103471.html>

RKC (一般社団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター)

[http://www.rkc.aeha.or.jp/text/s\\_index.html](http://www.rkc.aeha.or.jp/text/s_index.html)